

訪問介護 サービス重要事項説明書

第1章 総則

第1条 (企業理念)

ふれあいは、「高齢者の尊厳と自立を守る」という企業理念のもと、いかなる場合においても「利用者優先」を原則とした訪問介護サービスの提供に努めます。

第2条 (訪問介護サービスの目的)

ふれあいは、利用者がその有する能力に応じて、居宅において自立した日常生活を営む事ができるよう支援することを目的として、訪問介護サービス全般を提供します。

第2章 会社案内

第3条 (当社の概要)

- ① 法人名 医療法人社団 荒尾クリニック
- ② 法人所在地 荒尾市荒尾 600-3
- ③ 代表番号 0968-63-1166
- ④ 代表者名 山田 邦夫

第4条 (サービスを提供する事業所の概要)

事業所名	介護センターふれあい
所在地	荒尾市川登1761番地24
電話番号	電話 0968-68-6565
介護保険指定番号	4370400469
他の提供サービス	介護保険外サービス(私費)
サービス提供地域	大牟田・荒尾・玉名(岱明町)・南関・長洲

第5条 (同事業所の職員体制)

	資格	常勤	非常勤	計
管理者		1名	0名	1名
サービス提供責任者 (従事者と兼務)		1名以上		1名以上
従事者	介護福祉士	3名以上		3名以上
	1～2級修了者			
	保健士・看護師			
	准看護師			
その他(ソーシャルワーカー等)				

第6条 (サービス提供時間)

時間 日

第3章 サービス内容

第7条 (訪問介護) 身体介護

- 食事介助 …… 食事の介助を行います。
- 入浴介助 …… 入浴の介助を行います。
- 通院介助 …… 病院へ行き、準備をします。
- 排泄介助 …… オムツの交換、トイレへの誘導などを行います。
- 清拭 …… 入浴が困難な方の体を拭き清潔にします。
- 体位交換 …… 寝たきりの方の体を決まった時間に向きを変えます。

第8条 (訪問介護) 家事援助

- 買い物 …… 利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。
- 調理 …… 利用者の食事の用意を行います(御家族用の調理は行えません)
- 掃除 …… 利用者の居室の掃除を行います(利用者以外の居室、庭等の掃除は行えません)
- 洗濯 …… 利用者の衣類等の洗濯を行います(御家族分の洗濯は行えません)

* 次のサービスは介護保険では適用できません。

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 御家族様の分の調理○ 大掃除、ガラス磨き、WAX掛け○ 草取り、畑仕事○ 行事ごとの料理○ 来客の応接 | <ul style="list-style-type: none">○ 御家族様のお部屋の掃除○ 家廻りの仕事(ペンキ塗りなど)○ 家具の移動や模様換え○ ペットの世話 |
|---|---|

第9条 (サービス従事者)

1. 本契約において「サービス従事者」とはホームヘルパー、保健士、看護師などふれあいが訪問介護サービスを提供するために使用するものをいうものとします。
2. 前項において「ホームヘルパー」とは、介護福祉士及び、訪問介護養成研修1、2級課程修了者としてします。
3. サービスの提供にあたっては、ふれあいが選任したホームヘルパーがサービスを行います。利用者がヘルパーを指名する事は出来ません。ふれあいの都合によりホームヘルパーを交代する事があります。その場合利用者及び介護者に対してサービス利用上での不利益が生じないよう十分配慮するものとします。
4. 利用者は、選任されたホームヘルパーの交代を希望する場合には、当該ホームヘルパーが業務上不適当と認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにして、ふれあいに対してホームヘルパーの交代を申し出る事が出来ます。
5. ふれあいはホームヘルパーの交代により、利用者及び介護者に対してサービス利用上での不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

第10条 (サービス従事者の禁止事項)

サービス従事者は、利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次の各号に該当する行為を行いません。

- ① 利用者又は介護者等から金銭又は物品の授受
- ② 利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ③ 飲酒及び喫煙
- ④ 利用者又は介護者に対して行う宗教活動、政治活動、個人的な営利活動
- ⑤ その他利用者又は介護者に対する迷惑行為

第4章 利用料金

第11条 (利用料)

(1) 訪問介護の場合

* [訪問介護基本料金] (特定事業所加算Ⅱを含む)

サービスに 要する時間	30分 未満	60分 未満	60分以上 90分未満
身体介護	268円	426円	624円

サービスに 要する時間	20分以上 45分未満	45分以上 60分未満
生活援助	197円	242円

緊急時訪問介護加算 100円/回

初回加算 200円/月

生活機能向上加算 100円/月(3か月の間)

処遇改善加算(Ⅳ) 14.5%

* 基本料金 × 月間訪問回数と加算料金(1ヶ月分)との合計が御利用料金となります。

◇ 上記のサービス料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画書に基づき決定されたサービス内容を行うために、標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

◇ 2人のホームヘルパーが共同でサービスを行う必要がある場合は、利用者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金を頂きます。

◇ 公的介護保険が適用される利用者が、まだ要介護又は要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払い頂いた上で、要介護又は要支援認定を受けた後、自己負担金を除く額が介護保険から支払われます。

第12条 (交通費)

第4条のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は別途実費がかかります。

第13条 (キャンセル料)

訪問介護においてのみ、本契約の第7条に定める利用日のキャンセルの場合以下に定めるキャンセル料を頂きます。但し、前日までにご連絡を頂ければキャンセル料は頂きません。尚、キャンセル料は全額自己負担となりますのでご注意ください。

サービス提供時間の24時間前までにご連絡を頂いた場合	無料
訪問時不在 及び 直前のキャンセル	500円

第14条 (お支払い方法)

毎月10日までに前月分の請求を致しますので、ふれあいが定める期日までにお支払い下さい。1ヶ月に満たないサービスに関する利用料金は、利用実績に基づいて計算した金額とします。

お支払い方法は、ふれあい受付窓口へ直接お支払い頂くか、又は口座引き落としも可能です。

第5章 その他

第15条 (ふれあい及びサービス従事者の義務)

1. ふれあい及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって利用者の生命身体、財産の安全に配慮するものとします。
2. ふれあいはサービス実施日において、ホームヘルパーにより利用者の体調健康状態等の必要な事項について、利用者又は介護者から聴取、確認したうえで訪問介護サービスを実施するものとします。
3. ふれあいは、利用者様に対する訪問介護サービスの実施について記録を作成し、サービス実施日の終了時ごとに利用者様又は介護者による確認を受けるものとします。
4. ふれあいは、作成したサービス実施記録を5年間は保管し、利用者もしくは代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。

5. ふれあい、訪問介護サービスの提供のために準備した備品等について安全性をふまえて適切な管理を行うものとします。
6. ふれあい、訪問介護サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど医師、医療機関への連絡体制の確保に努めるものとする。

第16条 (サービス利用についての注意事項)

1. 訪問介護サービスの実施に関する指示、指導
 - ・訪問介護サービスの実施に関する指示、指導は全てふれあいが行います。但し、ふれあいは訪問介護サービスの実施に当たって利用者の事情、意向等に十分配慮します。
2. ご承知願うこと
 - ・訪問予定時間は、交通事情により前後することがあります。

第17条 (緊急時の対応方法)

サービス提供中に容態の急変等があった場合には、事前の打ち合わせにより主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所などへ連絡いたします。

第18条 (提供するサービスの第三者評価実施について)

実施の有無	実施した直近の年月日	実施した評価機関の名称	評価結果の開示状況
無	令和 年 月 日		

第19条 (サービスに対する相談・苦情について)

担当部署：ふれあいクリニック内 古澤 淑子
 営業時間：午前 9:00～午後18:00
 電話番号：0968-68-6565

緊急時連絡先	ふれあいクリニック 0968-68-6565
対応可能時間	24時間

令和 年 月 日

事業者 住所 熊本県荒尾市荒尾600番地3
医療法人社団荒尾クリニック
代表者 理事長 山田 邦夫 印

事業所 住所 熊本県荒尾市川登1761番地24
介護センター ふれあい

説明者 氏名 印

私は、重要事項説明書に基づいて訪問介護のサービス内容および重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名 印

代理人 住 所

氏 名 印

